5　この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、必要な査証、当該査証に基づく入国及び一時的な滞在に附帯する条件並びに入国及び一時的な滞在に係る申請の裏付けとなる情報（例えば、契約の証明並びに提供するサービスに関連して必要な教育上及び職業上の資格（実務経験を含む。）を有することの証明を含む文書）に関する個別の要件が満たされることを条件とする。また、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、インドの出入国に関する規制に定めるその他の条件に従うものとする。

第二編　日本国の特定の約束

A　第七十六条の規定に基づく特定の約束

日本国は、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるインドの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

注釈　この編の規定並びにこの編の付表一及び付表二の適用上、「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

第一節　インドの商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するインドの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　インドの企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する公私の機関又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii)　日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　インドの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　資格を有するインドの自由職業家

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するインドの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法令により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法令により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法令により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス

(f)　日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(g)　日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(h)　日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(i)　日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(j)　日本国の法令により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第五節　インドの独立の自由職業家

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c)　インド料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの